

「コンテンツ海外流通促進機構」（仮称）の設立について

文化庁長官官房国際課

去る4月15日に文化庁と経済産業省は共同して「コンテンツ海外流通促進機構」（仮称）の設立を関係事業者等に対して呼びかけた。

「コンテンツ海外流通促進機構」（仮称）の概要

（1）組織

当機構は、音楽、映像、アニメ等のコンテンツ製作者、業界団体及び著作権関係団体を構成員とする民間の組織とする。初期段階においては、文化庁及び経済産業省は、関係省庁の協力を得て、当機構の具体的な運営を支援する。（なお、当機構は4月16日に発足した知的財産全体の保護を推進する民間組織である「国際知的財産保護フォーラム」に参加する予定。）

（2）活動の概要

- メーリングリストによる関連情報の共有
- 海賊版等権利侵害商品の生産、流通に関して各構成員が知りえた具体的情報の集約
- 海外における海賊版等権利侵害情報の監視 等

（参考）「コンテンツ海外流通促進機構」（仮称）の背景と目的

近年、アジア地域においては、ゲームソフト、アニメ、音楽等コンテンツ、著作物に対する興味・関心が高まる一方、それらの海賊版が多数流通している状況にある。このような海賊版の流通は、我が国も含めたコンテンツ産業の発展と著作者の文化的な創作活動を阻害するものである。

当該問題を適切に解決していくためには我が国コンテンツ産業関連事業者等が自ら積極的に海外展開を図るとともに、当該事業者及び権利者自らがアジア諸国において積極的に権利行使を行っていくことが重要であり、政府はその取り組みを側面的に支援していく必要がある。

このため、政府は関係事業者等に対して、このような取り組みを円滑に進めるための連絡調整の場としてコンテンツ海外流通促進機構の設立を呼びかけるものである。